

## セッション D 「社会思想におけるリプロダクション」

世話人 後藤浩子（法政大学）

第一報告：浅井美智子（大阪府立大学） 討論者：後藤浩子（法政大学）

第二報告：板井広明（お茶の水女子大学） 討論者：山尾忠弘（慶応大学・院）

### （1）第一報告「ルソー思想における性と生殖—性の管理と自己犠牲する母—」

第一報告では、「人は家族という小さな祖国を通じて大きな祖国に繋がる」という一節に現れている「家族」観の形成が分析された。この一節はそもそもルソーの『エミール』に登場するものだが、その後続の一節「よい息子、よい夫、よい父親が、よい市民となる」がもつ家父長制的含意はその後ナポレオン法典の主意説明の中でも引用されることになった。今回は、この家父長制的反転というよりむしろその手前にあった「家族」、すなわちフランス革命に先んじて形成されたブルジョワ的家族理念とは何かに関心を置き、ルソーと18世紀フランスの文脈から再考した。

まず家産の相続システムとして主たる機能を持っていた婚姻制度が、恋愛感情、性と生殖、育児との新たな関係を結ぶことで変容する過程が示された。結婚と恋愛感情の結びつきが不可欠のものではなかった時代には、結婚は子孫をもうける生殖と直結していたが、恋愛は子どもをつくらない限りで許容されるものであった。この恋愛と生殖システム（家産相続システム）としての結婚との二分は、ルソーの『新エロイズ』などの作品にも反映されている。

特にフランスにおいては、15世紀末からの平均余命の伸びが、人口の増大と相続の遅延とその結果の晩婚化をもたらした。この晩婚化は私生児の出生や婚前妊娠などを増加させ、結果的に教会権力の下で法的結婚の道徳性と婚外性交の非道徳性という社会的文脈を強化することにつながっていった。しかし、17世紀から18世紀にかけての低出生率の原因は、晩婚だけでなく、法的に結婚した夫婦間での避妊の慣行の普及によるものでもあったことが知られている。浅井報告は、この避妊の普及の背景には乳幼児死亡率の低下や経済的要因から家族規模の縮小を必要としていたという背景の他に、「管理すべきものとしての性」という認識のブルジョワ階級内での登場があると指摘した。それは従来の貴族階級の系図の配慮としての「血」への拘りとは異なり、自己自身と子孫の「性の健康」を目指すものであり、貴族階級のような無益な性の「消費」ではなく有益な「生産」のために管理されるべきものなのである。そして、このような「性」の観念をルソーも共有していたことが『告白』での記述によって示された。同様に、子供や女性における性の管理の必要は性欲の無化としての「無垢、純潔」の言説を生みだした。それはもはや宗教的意味での禁欲主義ではなく、経済的効率的に有用な身体の形成に価値をおいたものである。ルソーが『エミール』のなかで展開する教育法も、まさにそれであって、性に関しては、エミールもソフィも無知で無垢であるように教育される。ブルジョワ家族に課された性は、健康な肉体

をもった正当な継承者を生み育てることであり、そのためには、快楽と浪費は損失以外の何ものでもない。子どもたちは性から遠ざけられ、ブルジョワ家族は性に関して沈黙するのである。

このような性の管理から外れた女性は合法的生殖から排除される一方で、「子ども」の発見はその養育の場としての家庭と担当者である「母」すなわち「貞淑」によって性から疎外され生殖に拘束される女性を生み出した。母親が子どもを養育することによってのみ、健康で徳のある子どもに育つという言説が作り出されたが、『エミール』『新エロイーズ』における子ども観、母親観は当時の先端的知識に裏打ちされてもいたといえる。ルソーは人間の再生産において、過度の「母性幻想」を押しつけているのではないだろうか。これはルソーに大きく影響を受けたエレン・ケイの「母性」概念にも繋がる問題点である。

浅井報告に対しては、討論者から、ルソーにおける愛とリプロダクションの関係について以下のような質問が出された。すなわち、ルソーにおいては、欲望を特定の対象に差し向け一定期間固定する作用としての愛の持続期間は妊娠から子の自立までの期間とパラレルではない。その場合、リプロダクションを支えるものとして、ルソーは、政治社会によって作られる権威・権力である父権と、女性の貞淑の徳とを挙げている。しかし、『新エロイーズ』では、リプロダクションと愛が合体した共同生活が描かれ、『エミールとソフィ』では、愛の持続期間とリプロダクションの期間・体制の齟齬がテーマに上り、再び『新エロイーズ』におけるような共同生活が構想されている。確かに母子関係の重要性は指摘されているが、母は子を残して死ぬ存在として描かれてもいる。そして、生みの母親が不在となった後、共同生活の場に子は残される。ここに、必ずしも婚姻で結ばれた夫婦に依拠しないリプロダクションの場の可能性の模索があるのではないか、というものである。

## (2) 第二報告「ベンサム功利主義における女性と結婚制度」

第二報告では、1780年から1820年までのベンサムの結婚制度に関する議論の変化が分析され、功利主義に基づいた結婚論の形成が辿られた。

まず1780年に印刷された『道徳と立法の諸原理序説』において「女性は男性よりも身体的に弱く」、精神的な感受性には優れているが、経済的には男性に依存する傾向の存在として表象されている。女性を家長に従属する存在と捉えていた点で、ベンサムの視座は家父長制の枠内ではあるが、他方、奴隷とのアナロジーにおいて、女性性は歴史的・社会的に構築・再生産されてきたものだと捉えられてもいる。

また結婚において、夫婦は共同生活と性交の目的で法的責務を負い、権利が両者に付与されるが、功利性の原理から家族関係における主人と後見人としての権限が夫に委ねられるべきとされ、原理的なレベルで妻の夫への従属が承認されている。ただし、「2人の場合、ともに考慮されるならば、1人の場合よりも、より多くの幸福を作り出すことができる」ゆえに、夫婦の双方の利益が同じように考慮されなければならない。

1802年のデュモン編『民事および刑事立法論』は1780年前後の草稿に基づくものであ

るが編集上の問題を含み、加えて失われた草稿が多く未完成で全体像がよくわからないという問題をも伴っているが、そこでは契約としての結婚が論じられている。結婚は、女性を隷属状態から引き離し、核家族や市民の形成、将来への配慮を促し、社会的共感を増大させ、一方男性を悲惨さと紛争から解放する。しかし、女性にとって妊娠・出産などのリプロダクションは「長い苦痛の循環の始まり」であり、これによって男女の非対称的な関係が生じる。そして、この女性の苦痛への対処として「夫の配慮と保護」が必要とされる。

結婚の契約の持続は、出産による絆の形成によるものだが、子供が扶養から離れて、女性が子供を産めなくなる時点では、共同の愛情の配慮と魅力などが契約としての結婚状態を永続させる。妊娠・哺乳などが時間とともに女性の魅力を色褪せさせるが、離婚には同意が必要であり、離婚したい夫は、暴力を回避して、慰謝料的な財産の提供などをする。また、ベンサムは女性に経済力がないことから、離婚後の再婚禁止は不平等を生むとしている。これらの議論から、1770～80年代のベンサムの結婚に関する議論は、結婚制度は女性を守るものとして制定されたという認識であり、夫は妻の主人であり、後見人であるという位置付けが基調であった。

その後、1780年代末から1800年代にかけて、ベンサムは女性への選挙権の付与の是非、中絶、乳児殺し、売春などの性の管理方法の是非について功利主義原理による立論を試みるなかで、以前の見解を変化させていった。そして1820年代以降、結婚制度論において、一つの転換が見られる。以前は夫婦の関係が主人・後見人関係と捉えられていたのに対し、新たに信託の関係として捉えなおされ、夫は受託者 (Trustee) 妻は受益者 (Beneficiary) と見なされるようになった。

この家産の管理と相続の観点からの考察に加えて、1770年代からすでにベンサムは結婚制度を性的関係という点からも考察し、1790年には短期結婚制を構想した。「性的存在の結合によって得られる快樂は…あらゆる快樂の中で最大のものである」ので、その行為が同意のものであれば、その快樂に伴う苦痛はないので、性的快樂は善である、という立場からの性的関係の実現と維持という観点の登場は、第一報告のルソーとの比較においても婚姻の脱宗教化という面での類似性を見出しうるが、ただし、ベンサムの場合、当事者の同意に基づく性的関係の全面的承認を希求し、むしろ性の差別的・抑制的管理を行ってきた制度の見直しを求める点に特徴がある。1773年の草稿では、同棲を一時的な結婚と見なし、これによって売春行為が代替されることが提案され、1790年には、売春に対する部分的な解決策として、一晚の関係でもその対象となる法的に認められた短期結婚制が提案されている。最初に肉体的な結びつきを得、その次に精神 (魂) の結びつきを得ることによいのではないかと、そして「愛の奉仕がそれ自身不名誉とみなされないならば、なぜその報酬を受け取ってはいけないのか。…。自らを15分売ることは禁止されながら、一生売ることは許されているのに」というベンサムの議論には、家産相続制度としての結婚制度への批判も見出される。ただし、ベンサムの短期結婚制を反禁欲主義の戦略として捉えていいかどうかは、さらに未公開の草稿類を検討する必要がある。

板井報告に対しては討論者の山尾会員より、1773年という早い段階の草稿で、すでに短期結婚制への言及が見られるならば、変化というよりむしろベンサムの一貫性として捉えられるのではないかという点が指摘された。さらに、J.S.ミルと比較した上でのベンサムの特徴について、かなりの程度継承関係は見出せる（ex.女性の地位と奴隷のアナロジー、選挙権と判断力の関係 etc.）と同時に、①性的快楽への評価と②人口制限の可否③性労働についての政策において異なっているという意見がだされた。